

情報セキュリティ基本方針

佐川町立高北国民健康保険病院（病院事業の附帯事業として設置する介護老人保健施設、通所リハビリテーション等の介護サービス提供施設を含む。以下「本院」という。）は、情報セキュリティの確保を経営上の重要課題と位置づけ、患者が安心して医療を受けられる環境を提供することを目的とし、次のとおり情報セキュリティ基本方針（以下「本方針」という。）を定める。医療情報システムの安全管理については医療情報システムの安全管理に関する基本方針に、個人情報の取扱いについては個人情報保護方針に、それぞれ定めるところによる。

1 体制の整備

本院は、病院事業管理者の主導の下、情報セキュリティを推進する体制を整備し、継続的な改善に努める。

2 職員の責務

本院の職員は、自らが取り扱う情報資産の重要性を認識し、責任ある行動をもって情報セキュリティの確保に努める。

3 法令等の遵守

本院は、関係法令及び本方針に基づき別に定める規程等を遵守する。

4 インシデントへの対応

本院は、情報セキュリティに関わる事故が発生した場合には、被害の拡大防止及び再発防止に迅速に取り組む。

5 教育及び訓練

本院は、職員に対し、情報セキュリティに関する教育及び訓練を定期的実施する

（適用範囲）

本方針は、本院の全ての職員（研修医・実習生を含む。）及び本院の業務に関与する委託業者等に適用する。

（制定・改定）

本方針は、病院事業管理者が制定する。少なくとも年1回、又は必要が生じた場合に、情報システム委員会の審議を経て改定する。

附 則

この方針は、令和8年8月13日から施行する。